**（様式第19号）**

 　 発第　　 　　号

 　 令和　　年　　月　　日

群馬県土地改良事業団体連合会

　会 長　　　　　　　　　　様

 （団 体 名）

 （代表者名）　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年度土地改良施設維持管理適正化事業

（整備補修事業）交付金の交付決定前着手届

群馬県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則第１５条の規定に基づき、別添実施計画に基づく適正化事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので、提出する。

記

１　交付金の交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。

２　交付金の交付決定を受けた交付金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　着手から交付金の交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。